

第 16 回総会議事録

(令和 6 年 10 月 25 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第16回総会 議事録	
日 時	令和6年10月25日（金）14時00分～15時15分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者 の状況	総委員数 19名 出席委員数 16名 欠席委員数 3名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 農用地利用集積計画案の審議について</p> <p>第9号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した9月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>25番 許可</p> <p>26番 許可</p> <p>27番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>19番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>27番 許可相当</p> <p>28番 許可相当</p> <p>29番 許可相当</p> <p>30番 許可相当</p> <p>第4号議案</p>

	47番 証明交付 48番 証明交付 49番 証明交付 50番 証明交付 51番 証明交付 第5号議案 9番 証明交付 第6号議案 6番 利用確認 7番 利用確認 8番 利用確認 第7号議案 2番 承認 第8号議案 決定 第9号議案 承認
--	--

議事	
事務局	<p>(開会 14時15分)</p> <p>事務局から出席状況（出席委員16名、欠席委員3名）を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第16回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号14番 杉崎 精一委員、15番 関戸 裕一委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>25番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人は、申請地を利用権設定して耕作している法人です。現在、申請地は譲受法人の代表の個人名義の土地となっており、それを法人名義とし法人の農業経営の基盤強化を図るため、申請に至りました。</p> <p>本件は農地所有適格法人の案件です。農地所有適格法人の要件は、個人と同様に全部効率利用要件、地域との調和要件、それに加えて独自の要件があります。農地所有適格法人の法人形態は、公開会社でない株式会社、農事組合法人、持分会社で、売上の過半が農業やその関連事業であることが必要です。また、議決権は農業関係者が過半を占めること、役員はその過半が農業に常時従事する構成員であること、役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事することが要件となっています。</p>

譲受法人は港北区高田町に拠点を置く株式会社で、現在の売上 1,262 万円のうち農業及びその関連事業の占める割合は 100%です。また、株主は法人代表とその他法人の 2 名で、法人代表が「法人の行う農業に常時従事する個人」として農業関係者にあたり、その保有する株が 6 割と過半を占めるため、総議決権は農業関係者が過半を占めています。役員要件も満たしており、農地所有適格法人の要件に全て適合しています。

譲受法人の現在及び権利取得後の経営面積は約 123a で、全ての経営農地は露地野菜畑、一部は果樹畑として適正に耕作されていることを確認済みです。申請地は権利取得後も露地野菜畑として耕作予定です。すでに申請地で耕作中のため、通作距離や周囲との調和条件についても問題ありません。

地区担当の閑口委員に現地を確認いただいています。

以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えておりますのでご審議お願いします。

議長

25 番について、地区担当の閑口推進委員の意見はいかがですか。

閑口推進
委員

よく知っている方で、耕作もしっかりしているため問題ありません。

議長

25 番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

他の委員の意見が無いようですので、25 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、25 番は許可と決定します。

続いて、26 番について、事務局から説明してください。

事務局

本申請は上瀬谷地区の再開発事業に伴う申請です。

案内図の図面は、南西部農業委員会の管轄地もすべて含めた全体図です。

案内図のとおり換地後は申請地全筆が瀬谷区に移りますが、換地前の一部が旭区上川井町の農地が含まれているため、中央農業委員会の管轄部分についてはここで審議を行います。

南西部農業委員会の管轄部分については、本日実施の南西部農業委員会総会で審議が行われます。

譲渡人および申請地については多数のため、別冊の一覧表をご参照ください。

譲受人は都筑区仲町台に本社を置く種苗会社です。

譲渡人は旧上瀬谷通信施設の土地区画整理事業に協力して農地の権利移転に同意しており、譲受人が試験研究農場を開設するために申請するものです。

譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしませんが、本申請の利用目的が農地法第 3 条第 2 項但し書にある『法人が主たる業務の運営に欠かせない試験研究又は農事指

導の用に供する場合』に該当し、農地法の例外規定を満たします。

譲受人世帯の経営農地は海外にも及ぶため、本申請では横浜市内で利用権設定をしている都筑区大熊町、港北区新羽町のほか、他都市では同様の施設を有する千葉県成田市と神奈川県藤沢市の2都市からの耕作証明をもって、全部効率利用要件を審査しております。露地野菜畠および試験研究農場として全て効率的に利用されています。

今回の申請地は千葉県成田市と同様に、試験研究農場として利用予定です。

農場では試験研究を目的とした様々な野菜、花品目の栽培試験を行います。露地およびハウス内で栽培を行い、代表的な品目としてはブロッコリーやキャベツ、トルコギキョウやヒマワリなどを栽培します。栽培、収穫された野菜、花は販売されることなく、調査後に施設内で堆肥化し畑に戻します。今後、栽培に必要なビニールハウスや倉庫など各種設備については、その都度別途申請を行います。

地域との調和要件について、企業として地域全体の農地の維持管理にも協力する姿勢であるため問題ないと考えます。

農場運営を行う従業員は20名程度が年間を通じて常に従事し、その他多数のパート労働者を近隣から採用する予定のため、常時従事要件についても問題ありません。

こちらの案件は、地区担当の角田会長と、阿部委員にご確認いただきました。

以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長 26番について、地区担当としては問題ないと思います。阿部委員の意見はいかがですか。

阿部委員 上川井町は農用地と調整区域があり、適正に管理されています。

議長 26番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

議長 他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、26番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、26番は許可相当とし市に進達します。

続いて、27番について、事務局から説明してください。

事務局 譲渡人は労力不足により耕作困難であり、近隣農地所有者である譲受人が購入する話がまとまったため申請するものです。

譲受人世帯の経営農地は、芝畠や露地野菜畠として全て効率的に利用されています。今回の申請地は芝畠として利用予定です。

地域との調和要件について、譲受人世帯は既に地区内で耕作をしているため問題ないと考えます。申請者本人は年間250日農業に従事しており、常時従事要件につい

	ても問題ありません。
議長	<p>こちらの案件は、地区担当の小川名委員にご確認いただきました。</p> <p>以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p> <p>27番について、地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。</p>
小川名委員	<p>譲受人とは以前から知人で、申請地の近くで耕作している譲受人と話がまとまり申請することになりました、問題はありません。</p>
議長	<p>27番について、他の委員の意見、質問等はありますか。</p> <p>無いようですので、27番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、27番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。19番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>議案書の一部に修正箇所がありましたので、差し替え資料を参照してください。</p> <p>申請者は相続で申請地を取得しましたが、県外在住かつ農家ではないため維持管理が負担になっています。今回、池辺町で中古車販売業を営む法人が借り受けたいとの申し入れがあり転用を申請するものです。</p> <p>席上配布資料をご覧ください。2117-4は申請時点では住宅が残っていたため関連事業地としておりましたが、その後に撤去されて周囲の農地と見分けがつかない状況となりました。そのため登記地目は宅地ではありますが現況を農地とみなし、今回申請地に含めます。</p> <p>借受法人は池辺町に4か所の駐車場を賃借で借りていますが、そのうち1か所を9月末に貸主都合で解約しました。解約した駐車場には24台分の駐車スペースがあり、これを機に更に15台程度を増車できる場所を探したところ、申請地が見つかりました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上・下水管が埋設されており、500m以内に、横浜市立都田小学校・横浜市立都田中学校があります。</p> <p>敷地内は転圧し砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。南側の接道面は全体を出入口とし、西側の接道面は既存フェンスをそのまま活かし、北側と東側の隣地境界には高さ50cmの土留め鋼板を新設します。西側には既存の地蔵社がありますが、新設ブロック2段積みで取り囲み保護します。隣接地に現況が農地の筆はありません。</p> <p>申請者の所有農地に違反は見当たりません。</p> <p>他法令その他手続きに関して、特定都市河川要件適用外であり、雨水浸透について問題ないことを道路局河川管理課に確認済みです。宅造規制区域に該当しますが、土地の切り盛りは行わず手続き不要であることを建築局調整区域課に確認済みです。ま</p>

	た前面道路のU字溝の上を乗用車が出入りすることについては、都筑土木事務所に確認済みです。
	計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として横浜市に進達していくと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	19番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。
中山 推進委員	何年も荒れ地で家も空き家状態でした。今後は駐車場として利用されるなら問題はありません。
議長	19番について、他の委員の意見、質問等はありますか。
	無いようですので、19番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、19番は許可相当とし市に進達します。
	続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。27番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は東日本全域で旅客鉄道業を営んでおり、各地で事業に必要な電力供給のため鉄塔を所有しています。申請地に隣接する鉄塔は社内の基準を満たしておらず建替の必要がありますが、鉄塔に接道がなく申請地に囲まれているため、建替工事を行うためには農地を通る必要があります。また、周辺に必要面積を満たす作業場も確保できないため、建替工事期間中一時的に、やむを得ず農地を資材置場・作業場として使用したく転用申請するものです。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上・下水管が埋設されており、500m以内に、西川島町公園・中田原公園があります。</p> <p>敷地内は、車両通行部分は鉄板敷とし、資材・残土置場はプラス板を敷きます。雨水は自然浸透させますが、勾配下部分に土側溝を設けます。周囲はガードフェンスを新設します。出入口部分は防犯対策のキャスター門を新設します。</p> <p>他法令で必要な手続きはございません。</p> <p>以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えますので、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	27番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。
白井委員	問題ないと考えています。
議長	27番について、他の委員の意見、質問等はありますか。
	無いようですので、27番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし

	ます。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、27番は許可相当とし市に進達します。 続いて、28番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は、都筑区に事業所を置く不動産会社です。運送会社への車両置場・駐車場のあっせんを行っています。今回、保土ヶ谷区で運送業を営む法人より、新たな駐車場を貸してほしいと要望がありましたが、なかなか条件が合わず、探していたところ土地所有者が、高齢のため耕作ができないので土地の活用を考えました。運送会社が自ら土地を譲り受け工事ができるような体制ではないため不動産会社が土地の工事を行い、駐車場として貸し付けを行います。申請地は、環状2号線や羽沢インターチェンジからも近かったため選定されました</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管が埋設されており、500m以内に街区公園があります。</p> <p>敷地内は転圧し碎石敷きとして雨水は自然浸透させます。西側は出入口にするので既存のH鋼土留めは一部撤去します。隣接農地との境には既存の土留め鋼板がありますが、内側に高さ40センチ～70センチになるように鋼板を設置します。</p> <p>また、当該地は菅田農業専用地区の一部です。農用地ではありません。</p> <p>申請地内にある立ち上がり水栓については撤去します。</p> <p>以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えておりますので、御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	28番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	現地を見たが、よく管理されていて転用するにはもったいない畠ではあるが、地権者が高齢なため仕がないと考えています。
議長	28番について、他の委員の意見、質問等はありますか。
	無いようですので、28番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、28番は許可相当とし市に進達します。 続いて、29番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は東京都で電気事業を営む法人です。譲受人が所有する送電線路の老朽化に伴い電線張替え工事を施工するため、申請地を仮設資材置場として一時的に利用しま

す。対象の鉄塔が農地の中にあり、工事を行うために隣接する申請地が選定されました。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に属しません。

車両やクレーン車は既存の通作路を通って工事区域に進入します。工事用地等は単管ロープ柵等により囲い、車両の駐車スペースには鉄板を敷き、資材等を置くスペースにはプラスチック板を敷きます。工事期間中譲渡人が残農地を耕作する際には、一時転用区域を通って耕作を行い、工事終了後は耕作できる状態に復元して返却します。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 29番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。

内田推進 委員 説明のとおり、特に問題ないと思います。

議長 29番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、29番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、29番は許可相当とし市に進達します。
続いて、30番について、事務局から説明してください。

事務局 請受人は都筑区池辺町で産業廃棄物及び一般廃棄物中間処理業を営む法人です。事業拡大に伴いトラックを新規購入するにあたり、既存駐車場が手狭になるため敷地拡張を検討しています。勝田町の駐車場から10t車と4t車を池辺町の既存駐車場に移動することになり、現状のままでは十分な転回スペースを確保できないことから農地転用を申請します。申請地には5台を停めますが、全体計画としては大型車を含め20台を駐車する計画です。借りられる見込みのある土地は申請地しかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。1km以内に都筑ふれあいの丘駅があり、宅地化4割に該当します。

敷地内は全面砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。水路および隣接地との境界には2段積コンクリートブロックおよびフェンスを新設します。既存駐車場と申請地が接している場所には既存フェンスと雨水浸透柵に接続するU字溝がありますが、既存フェンスは撤去し、U字溝は新設コンクリートブロックに沿う形で移設します。隣接地に農地がありますが、同一地権者であり耕作に影響ないことを確認済みです。

他法令その他の手続きに関して、水路際を工事することについて都筑土木事務所下水道係に確認済みです。また、雨水浸透柵に接続するU字溝の移設工事並びに雨水浸透について問題ないことを道路局河川管理課に確認済みです。

	以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えますので、ご審議のほどお願いします
議長	30番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。
中山推進委員	現地は、トラック駐車場と隣接しているが、耕作はしています。今後は有効活用してもらえばと思っています。
議長	30番について、他の委員の意見、質問等はありますか。
	無いようですので、30番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、30番は第4議案の審議前のため、条件付きで許可相当とし市に進達します。
	続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。47番から51番までについて、事務局から説明してください。
事務局	47番について、立地基準は第2種農地です。10年間、資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。
	48番について、立地基準は第3種農地です。10年間、資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。
	49番について、立地基準は第3種農地です。17年間、駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。
	50番について、立地基準は第2種農地です。17年間、住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。
	51番について、立地基準は第3種農地です。現地で耕作不適地であることを確認しました。
議長	47番から51番までについて、委員の意見、質問等はありますか。
	無いようですので、47番から51番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、47番から51番までにつきまして証明交付とします。5条-30番については許可相当して進達します。
	続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。9番について、事務局から説明してください。

事務局	<p>こちらの案件につきましては、令和6年1月18日に被相続人が亡くなり、孫である相続人が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。</p> <p>10月9日に相続人と現地立会いを行いました。</p> <p>現地調査の結果、申請地は露地野菜畠として良好に耕作されていることを確認しています。除外物はありません。相続人は25歳と若いですが、熱心に農業に取り組まれており、終身営農であること、3年ごとの現地確認があることなど、相続税納税猶予の制度を十分に理解されています。なお、相続人は川崎市の生産緑地も相続予定で、そちらでも納税猶予を受けるべく、川崎市農業委員会に適格者証明を申請し、すでに交付済みと聞いています。</p> <p>以上のことから、適格者証明書の交付につきまして妥当であると考えていますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	9番について、地区担当の閑口推進委員の意見はいかがですか。
閑口 推進委員	申請の前をよく通るのでよく知っているが、相続後も引き続き耕作されしているため、問題はありません。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、9番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9番は証明交付とします。 続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。 6番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、9月19日に地区担当委員の閑口推進委員と対象者と現地立会いを行いました。
	現地調査の結果、露地野菜畠として良好に耕作されていることを確認しております。以上、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	6番について、地区担当の閑口推進委員の意見はいかがですか。
閑口 推進委員	よく知っている方で、カリフラワーを作付けを予定していました。問題はありません。
議長	6番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、6番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、6番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、7番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、10月1日に地区担当委員の内田推進委員と対象者と現地立会いを行いました。 現地調査の結果、対象の農地は良好に管理されていることを確認しております。 以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	7番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。
内田 推進委員	説明のとおり、問題ありません。
議長	7番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、7番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、7番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。 続いて、8番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては問題なく耕作されていることを確認しております。写真をご覧ください。 現地調査の結果、露地野菜として当該地が適正に管理されていることを確認しております。畑の一部に竹林が当時あったそうで、今はありませんが除外されています。 以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
角田委員	地区担当の菅沼委員から、問題はありませんと言っています。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、8番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、8番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、第7号議案「農地造成工事の承認について」2番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>2番についてですが、申請書類の記載事項の不備や必要な書類の添付がなかったため、9月総会にて保留となっていました。このたび、申請書類の補正が完了したため、今月の総会にて審議します。</p> <p>申請地は、緑区の鴨居東本郷農業専用地区内の農振農用地です。申請地はこれまで露地野菜畠として利用されてきましたが、令和6年8月に利用権が設定され、借主が今後オリーブを栽培するにあたり、それに適した土壤とするために農地造成を行うものです。今回、工事は土地所有者の同意を得た上で、借主自身で行うため、造成主及び工事施工者が借主となっています。</p> <p>造成計画についてです。申請地に堆肥を搬入、天地返しを行い、結果として現行地盤から最大で1m高くなる計画です。搬入する堆肥は千葉県匝瑳市の業者から購入するもので、オリーブの耕作に適したものとなっています。</p> <p>申請地の南側は道路と接しており、北・西・東側の3方向は畠に隣接しています。現在、申請地は道路面から約75cm高くなっています。今回の盛土で道路面との高低差は最大で約1.75mになります。道路側は現況の地盤の上に鋼板土留めを新設し、その設置箇所から約20cmセットバックした位置から新たに約30度の法面をつくります。農地境界には雨水対策として素掘り側溝を設置します。また、敷地内に有孔管・枠を設置し、道路のU字側溝に排水します。法面はすべて防草シート張りとして保護します。計画内容については隣地所有者に説明済みです。現地は地区担当の小原推進委員に確認いただいている。</p> <p>今回の計画が横浜市の技術的基準に適合し、農振整備計画への支障がないことも確認しています。また、雨水を前面道路側溝に排水することについて、緑土木事務所に確認・了承済みです。</p> <p>以上、十分な安全措置は取られており、隣接農地等への影響は少ないと思われますので計画は妥当と考えます。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	2番について、地区担当の小原推進委員の意見はいかがですか。
小原 推進委員	現地立ち会いで確認しており説明のあったとおりです。隣接地権者からの要望についても対応していることから、なんら問題ないと考えています。
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等はありますか。</p> <p>無いようですので、2番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)

議長	<p>賛成多数と認め、2番について承認と決定します。</p> <p>続いて、第8号議案「農用地利用集積計画案の審議について」審議します。農政推進担当から説明してください。</p>
農政推進担当	<p>今回、本農用地利用集積計画が決定されると、11月25日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告が掲載され、12月1日から利用権設定が開始になる予定です。</p> <p>17ページ、1の区別設定内容一覧をご覧ください。</p> <p>今回、全体の設定筆数は計35筆で、面積は23,719.00m²です。</p> <p>このうち、2の表が一般法人等が借りるものです。</p> <p>18ページ以降が各筆明細です。この表は、左から、利用権を設定する農地、貸し手、貸借の条件、借り手という構成になっています。</p> <p>1件ごとの個別説明は省略させていただきます。</p>
議長	<p>他に意見、質問等はありますか。</p> <p>無いようですので、第8号議案について決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、第8号議案は決定とします。</p> <p>続いて、第9号議案「農用地利用集積等促進計画の意見照会について」審議します。農政推進担当から説明してください。</p>
農政推進担当	<p>24ページの区別設定内容一覧をご覧ください。</p> <p>これは地権者が農地中間管理機構に貸し付ける一覧となっており、設定筆数は計2筆で、面積は2,564.00m²です。</p> <p>続いて</p> <p>25ページの区別設定内容一覧をご覧ください。</p> <p>これは農地中間管理機構が実際の耕作者に貸し付ける一覧となっており、設定筆数は計2筆で、面積は2,564.00m²です。</p> <p>26ページ以降が出し手分、受け手分それぞれの各筆明細です。この表は、左から、権利を設定する土地、権利の設定をする者、貸借の条件、権利の設定を受ける者という構成になっています。</p> <p>今後、神奈川県の認可・公表などが行われ、12月1日から貸し借りの権利設定が行われます。</p>
議長	<p>第9号議案について、意見、質問等はありますか。</p> <p>無いようですので、第9号議案について決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第9号議案は決定とします。 以上で第16回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理お願いします。
野路委員	報告事項第1号から第7号について事務局から説明してください。
事務局	(報告事項第1号から第7号まで、議案書のとおり一括報告)
野路委員	第1号から第8号について、質問等はありますか。 無いようですので第1号から第8号までを了承とします。 これをもちまして第16回総会を終了します。
	(閉会 15時15分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和6年10月25日開催 第16回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田 清		出席	
4	加藤 義晴		出席	
5	小島 重信		出席	
6	平本 武夫		出席	
7	坂田 清一		出席	
8	白井 秀幸		出席	
9	阿部 敏		出席	
10	金井 健		欠席	
11	小池 誠一郎		出席	
12	岡本 肇	連合会理事	欠席	
13	菅沼 進		欠席	
14	杉崎 精一		出席	議事録署名人
15	関戸 裕一	連合会理事	出席	議事録署名人
16	小川名 重典	連合会理事	出席	
17	加藤 保		出席	
18	石井 芳明		出席	
19	守谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯鳴 啓吾		出席	
2	荻野 清	連合会理事	出席	
3	金子 宏正		出席	
4	川田 昭一		出席	
5	鈴木 昇	連合会理事	出席	
6	関口 正徳		出席	
7	中山 勝		出席	
8	根本 栄治		出席	
9	村岡 鐘		出席	
10	井上 太市		出席	
11	内田 英一	連合会理事	出席	
12	大矢 勝		出席	
13	金子 晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原 甲史		出席	
16	齋藤 春美		欠席	
17	佐藤 孝春		出席	
18	新川 和生		欠席	
19	森 正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし